

判決年月日	平成 2 6 年 9 月 2 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）10012号		
○発明の名称を「絵文字形成皿」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求を請求不成立とした審決について、一部の引用例の対比判断を欠如した結果、発明の新規性の判断に理由不備の違法があるとして、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

(関連事項) 審決事件番号 無効 2 0 1 3 - 8 0 0 0 8 5 号
特許番号 特許第 4 4 8 7 2 7 9 号

本件は、原告が、発明の名称を「絵文字形成皿」とする発明に係る被告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

本判決は、甲 1 4 を主引例とする新規性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、理由不備の違法があるとして本件審決を取り消した。

本件審決は、本件発明 1 についての無効理由 2 が理由がないとの結論を導くに当たり、「「甲第 9 号証、甲第 1 0 号証、甲第 1 1 号証、甲第 1 3 号証～甲第 1 5 号証、1 7 号証」について、本件発明 1 と対比検討する。」とし、「ア 対比・判断」の項において、「「本件発明 1 の発明特定事項の一部である「絵柄または文字が、液体調味料を多く注ぐに従って変形するように、皿の上面の凹凸部を立体的に形状変更して形成した」ことが、前記甲各号証に記載されているかどうか検討する。」とした上で、「甲第 9 号証、甲第 1 0 号証、甲第 1 1 号証、甲第 1 3 号証、甲第 1 5 号証、甲第 1 7 号証」については、本件発明 1 との対比検討を具体的に行っているが、一方で、「甲第 1 4 号証」については、本件発明 1 との対比検討を何ら行っていないことが認められる。

そうすると、本件審決は、本件発明 1 についての無効理由 2 のうち、本件発明 1 は甲 1 4 に記載された発明と同一の発明であるとの部分については、甲 1 4 に記載された事項と本件発明 1 との対比検討を何ら行うことなく、本件発明 1 の発明特定事項の一部である「絵柄または文字が、液体調味料を多く注ぐに従って変

形するように、皿の上面の凹凸部を立体的に形状変更して形成した」ことは記載されておらず、本件発明１は、甲１４に記載された発明ではない旨判断したものであるから、本件審決には、甲１４を引用例とする無効理由２が理由がないとの結論を導き出すための理由の一部が欠けており、理由不備の違法があるといわざるを得ない。

また、本件審決は、「(3) 無効理由２の判断」の項において、「Ｂ 本件発明２」について、「本件発明２は本件発明１の発明特定事項をその構成の一部としたものであるから、上記と同様の理由により、本件発明２は、本件出願前に頒布された刊行物である甲第８号証から甲第１７号証に記載された発明ではない。」と判断したが、上記判断のうち、本件発明２は甲１４に記載された発明ではないとの部分については、上記と同様の理由により、理由不備の違法があるといわざるを得ない。

そして、本件審決における上記理由不備の違法は、本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。